

第1回 八王子市男女共同参画推進審議会 会議録

会 議 名	第1回 八王子市男女共同参画推進審議会	
日 時	令和7年(2025年)5月29日(木) 午後6時44分から午後8時23分	
場 所	八王子市生涯学習センター 10階 第2学習室	
出席者氏名	委 員	八木橋宏勇会長、齊藤静子副会長、荒木紀行委員、伊藤洋二委員、清水栄委員、田中十代子委員、萩原幸枝委員、藤野早織委員
	説 明 者	—
	事 務 局	松本美保子男女共同参画課長、宮野努男女共同参画課主査、横井陽子男女共同参画課主査、神田央子男女共同参画課主任、岩瀬弘明男女共同参画課主任、加藤優花男女共同参画課一般職員
	そ の 他 市側出席者	真辺薫市民活動推進部長
欠席者氏名	—	
議 題	<p>【第1部】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 会長及び副会長の選出 3. 諮問手交 <p>【第2部】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 再開 2. 審議会の運営について 3. 男女共同参画について 4. 意見交換 5. その他 6. 閉会 	
公開・非公開の別	公開	
非公開理由	—	
傍聴人の数	1名	
配付資料名	資料1：八王子市男女共同参画推進審議会 委員名簿 資料2：諮問書(写) 資料3：八王子市男女共同参画推進審議会 スケジュール(案) 資料4：男女共同参画について	
議事内容	次ページ以降のとおり	

【議事内容】

【第1部】

1. 開会

(会長・副会長が選出されるまで事務局が進行)

(八王子市男女共同参画推進条例第13条第3項に基づき、審議会の成立を確認)

2. 会長及び副会長の選出

(委員の互選により、八木橋宏勇委員を会長、齊藤静子委員を副会長に選出)

3. 諮問手交

(諮問書を八木橋会長に手交)

【第2部】

1. 再開

- 八木橋会長
- ・ 八王子市男女共同参画推進審議会を再開する。
 - ・ 会議の公開及び議事録の作成について、事務局より説明を。

2. 審議会の運営について

八木橋会長

- ・ 配布資料について事務局より説明を。

(資料の確認)

八木橋会長

- ・ 会議の公開について、事務局より説明を。

事務局

- ・ 会議の公開について、八王子市男女共同参画推進条例施行規則第4条で「審議会は公開することが適当でないと認められる案件でない限り公開する」こととなっている。

八木橋会長

- ・ 事務局より、会議の公開について説明を受けた。
- ・ 本日の審議会は「公開」でよろしいか。

(異議なし)

八木橋会長

- ・ 本日の審議会は、「公開」とする。
- ・ 傍聴者の入室を、現時点より認める。傍聴希望の方はいるか。

事務局

- ・ いる。

(傍聴者入室)

八木橋会長

- ・ 会議録の作成、会議のスケジュール、開催場所・時間について事務局より説明を。

事務局

- ・ 会議録に関しては八王子市市民参加条例第9条で「実施機関は審議会等の会議の記録を作成し、これを閲覧に供しなければならない」と規定がある。会議録は、事務局で案を作成し委員による確認後に市ホームページで公開する。また、会議録は、話をそのまま会議録とせず、要点をまとめ文章化して作成する。

- ・ 本審議会のスケジュール(案)は配布資料3のとおりである。

- ・ 開催場所・時間は、本日と同様、生涯学習センターの学習室での開催、開催時間は平日の午後6時30分から2時間程度を考えている。

八木橋会長

- ・ 会議録の作成、会議のスケジュール、開催場所・時間について事務局より説明があった。意見はあるか。

伊藤委員

- ・ 今後の開催日程は決まっていないのか。

- 事務局 ・ 第2回の日程は本日の最後に連絡する予定である。第3回以降は会場予約の関係で、追っての連絡となる。
- 八木橋会長 ・ 会議録の作成、会議のスケジュール、開催場所・時間は、事務局の説明どおりとする。
 ・ その他、事務局より説明はあるか。
- 事務局 ・ 開催通知は1か月前、あらかじめ内容確認する必要がある会議資料は1週間前までにメールと郵送で知らせる。
- 八木橋会長 ・ 今の説明、審議会の運営に関し質問はあるか。
 (なし)

3. 男女共同参画について

- 八木橋会長 ・ 次第3「男女共同参画について」。
 ・ 現在、八王子市では、「男女が共に生きるまち八王子プラン（第4次）」に基づき、市と、市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体が共に手を携えて、男女共同参画を推進している。
 ・ 本日は、委員の皆様にも男女共同参画の理解を深めていただくために、事務局から「男女共同参画」について説明をしていただく。
- 事務局 ・ これからの審議の基盤となる「男女共同参画」について、基本的な考え方や目標、関連する法制度、市のプランについて説明する。
 ・ 内容は、男女共同参画社会とはどのようなものか、日本のジェンダー・ギャップ指数、男女共同参画に関する国際的な取組、男女共同参画に関連する法令、男女が共に生きるまち八王子プラン（第4次）についてである。
 ・ 「男女共同参画社会」とはどのようなものかだが、内閣府では、男女共同参画社会について「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」としている。
 ・ これは性別にかかわらず、すべての人が自分らしく生きられる社会を目指すものである。
 ・ 男女共同参画社会の実現のため1999年に「男女共同参画社会基本法」を施行し、第2条で定義されている。
 ・ この法が制定された背景には、国際社会からの要請や社会経済情勢の変化に対応する必要性があった。
 ・ 1979年に国連で女性差別撤廃条約が採択され、日本は批准に向け国内法を整備し1985年に批准している。
 ・ 1995年の北京世界女性会議を契機にジェンダー平等に関する意識が国際的に高まり、日本でもその実現に向け基本法の整備が進められ1999年に制定された。
 ・ 法には、実現に向け次の5つの基本理念が定められている。
 ・ ①男女が性別による差別を受けず、能力を発揮する機会が確保されるための、男女の人権の尊重、
 ・ ②性別による固定的な役割分担など、男女共同参画社会の形成を阻害する社会における制度や慣行についての見直し
 ・ ③政策立案や決定の場に対等な立場で参加できる、共同参画への機会の確保

- ・ ④家庭生活における対等な家族の構成員としての活動と他の活動の両立
- ・ ⑤国際的協調
- ・ これらは、家庭・職場・地域・社会全体における男女の対等な関係を築くうえで重要な視点である。
- ・ 男女共同参画のイメージだが、職場では活気があり、さまざまな人が能力を発揮して活躍していること、家庭では家事や育児、介護を男女が協力して担い、家族の絆が深まっていること、地域では地域活動が活性化し、誰もが安心して暮らし、支え合いながら豊かに生きていること、そして何より、一人ひとりが自分らしく生きられる、豊かな人生を実現できる社会を目指している。
- ・ 次に、世界経済フォーラムが発表している「ジェンダー・ギャップ指数」についてである。
- ・ この指数は、男女間の格差を「経済」「政治」「教育」「健康」の4分野で評価したもので、各国の取組状況を比較する国際的な指標である。
- ・ 日本は残念ながら、毎年低い順位にとどまっており、2024年は146か国中118位、2023年は146か国中125位である。ちなみに中国は106位で韓国は94位、シンガポールは48位である。
- ・ 日本では「政治」「経済」分野での女性の参画が遅れていることが大きな要因で、改善していく必要がある。
- ・ 次に、男女共同参画に関する国際的な取組だが、1979年に国連で「女子差別撤廃条約（CEDAW）」を採択し日本も1985年にこれを批准した。この条約は、女性に対するあらゆる差別の撤廃を求める国際的な枠組みであり、各国に対して、立法・行政・司法など幅広い分野での取組を求めている。
- ・ 1995年の「北京世界女性会議」で「北京宣言及び行動綱領」が採択され、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの推進を目的として具体的な行動が示され、10年後の2005年には、「北京+10（プラステン）」の行動評価が行われ、世界各国が北京宣言と行動綱領の進捗を再確認し、さらなる推進を誓った。その後も5年ごとに各国の進捗状況が検証されており今年も30年を迎える。
- ・ また、2011年には、国連における女性関連の活動を統合した専門機関として UN Women（国連女性機関）が発足し、UN Womenは、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの実現を目指し、各国への支援や政策提言を行っている。
- ・ 資料には記載していないが、2015年には国連で SDGs（持続可能な開発目標）を採択し、目標の5つめに「ジェンダー平等を実現しよう」が明確に掲げられている。
- ・ 教育、労働、暴力の撤廃、政治参加など、具体的なターゲットが設定され、2030年までの達成を目指している。
- ・ 各国ではこうした国際的な動きを受け、男女共同参画の推進に向けたさまざまな政策が展開されている。ジェンダーギャップ指数の高い国では、男女平等に資する育児休業制度や、一定の女性比率を義務付けるクォータ制の導入など、企業や社会の多様性向上に寄与する政策を打ち出している。
- ・ 次に、男女共同参画に関連する法制度には次のようなものがある。
- ・ 日本国憲法には、第13条に個人の尊厳、第14条第1項に法の下での平等、第24条に家庭生活における個人の尊厳と両性の平等を規定し、男女平等、男女共同参画社会の理念を支えている。

- ・男女共同参画社会基本法には、5つの基本理念を実現するための基本的な計画を国、都は定めること、市町村には計画を定める努力義務を規定している。
- ・八王子市では以前から「女性のための八王子プラン」を策定していたが、基本法が制定された年に「男女が共に生きるまち八王子プラン」を策定した。
- ・次は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）には、企業や自治体などに女性が働きやすく、活躍しやすい職場づくりを進めることを求め、事業主には行動計画策定を課し、市町村にもこの法律の目的とする施策を推進するため、推進計画を定めるように努めなければならないと規定している。
- ・次に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）には、DVは被害者の身体的、精神的、社会的安全を脅かす行為であり、重大な人権侵害であるとの位置づけ、国や自治体の責務が明記され必要な措置を定めている。また、市町村計画を定めるよう努力義務を規定している。
- ・次は、困難問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）だが、今年の4月1日に施行し、近年の女性の貧困、性暴力・性犯罪の若年化、予期せぬ妊娠、虐待、孤立など問題が複雑化したことで、今までの売春防止法による女子への補導処分や保護更生という視点だけでは対応しきれないため、新たに人権尊重や、男女平等の視点を入れて制定された。市町村には、基本計画を定めるよう努めなければならないという規定がある。
- ・次に、八王子市では八王子市男女共同参画推進条例を定め、市、市民、教育関係者、事業者、地域活動団体が一体となって6つの基本理念に則ってみんなで男女共同参画を推進することとしている。第4条から第8条には各主体の責務を規定しており、市は情報収集・調査、啓発、支援、体制整備を行うことの規定がある。
- ・第13条には、本審議会が、男女共同参画推進に関する重要事項を調査審議し答申をする機関として規定している。また、推進計画の策定に当たっては、あらかじめ審議会の意見を聴くこととしている。
- ・第18条から第20条には、八王子市男女共同参画苦情処理に関する規定があり、苦情処理委員会は、市が実施する男女共同参画に関する施策について、市民からの苦情を受け付け、公正かつ中立な立場から必要な対応を行うための窓口となっている。
- ・そのほかの法令の説明は割愛する。
- ・最後に、八王子市が定める「男女が生きるまち八王子プラン（第4次）」についてだが、このプランは、男女共同参画を推進するための基本計画で、令和6年度から第4次計画を実施している。4次プランは令和13年度までの8年間の計画となっている。
- ・本審議会では、今後、このプランの進捗や施策の効果を検討しながら、よりよい男女共同参画のあり方について、委員の皆様とともに考えていきたい。
- ・1) 計画の策定にあたって・計画の基本的な考え方一番下には、基本目標として「人が人として尊重され、いきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現を目指して」を掲載している。
- ・施策の体系だが、プランには重点目標が3つあり、その重点目標ごとに取組の方向性と各取組がある。
- ・重点目標は、「重点目標1 あらゆる分野において男女が共に参画しよう」「重点目標2 社会において、性別による固定的な役割分担意識や制度・慣行をなくそう」「重点目標3 DVや性暴力を根絶しよう」である。体系図右側には、課題と取組の方向性、

条例の基本理念に該当する部分を記載している。

- ・また、男女共同参画社会基本法、DV防止法、困難女性支援法に規定する市町村の計画を含むことを太枠の色で表している。
- ・プランには数値化した指標が9つあり、計画策定時に把握した数値を「現状値」とし、プラン最終年である令和13年での「目標値」を掲げている。
- ・重点目標ごとの方向性と各取組として、「重点目標1 あらゆる分野において男女が共に参画しよう」では、課題として近年様々な分野で活躍する女性が増加しているものの、政治や経済活動の中で意思決定に関わる女性が依然として少なく、女性議員や女性管理職の割合が低い現状にあることをあげている。
- ・性別にとらわれない職業選択や、働く場で男女が共に活躍するという機運を高める必要がある。
- ・重点目標1にある取組だが、「取組1-1 働く場等における男女共同参画の推進」には3つの取組の方向性がある。
- ・一つ目が「女性が社会で活躍するための支援」であり、その中には3つの主な取組がある。
- ・「取組No.1 女性の就業継続やキャリア形成促進への支援」「2 セクシュアルハラスメント等防止」「3 女性の再就職支援」である。
- ・概要欄に事業の概要を記載しており、取組番号ごとに各所管が具体的な事業を行っている。
- ・現在、令和6年度での各所管の実施状況を調査中であり、次回の審議会では庁内で取り組んだ内容について審議いただくことになる。
- ・2つ目の方向性は「ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの推進」で、主な取組の「4 職場等における環境づくり」の概要として「男性の育休取得向上」などがある。「5 社会における支援」の概要としては「子育てや介護の支援」、「6 市役所における職場環境づくり」「7 産前産後休暇・育児休業取得者への研修の実施及び情報提供」がある。
- ・3つ目の方向性は「性別にとらわれない職業選択」である。
- ・ここでは「8 子どもの頃からの意識醸成」を主な取組とし、子どもの頃から性別にとらわれない勤労観、職業観を育成することを視点としている。
- ・次に、取組1-2は「意思決定過程への女性の参画拡大」であり、取組の方向性は「意思決定過程への女性の登用促進」一つである。
- ・主な取組は3つあり、「9 企業における女性活躍推進に向けた取組」の概要は「企業の取組への支援」や「意識啓発」である。「10 附属機関等への女性の登用推進」では市の審議会などで女性委員等を30%以上登用する審議会などを8割とすることを目標としている。「11 市役所における女性管理職比率の向上」では、30%を超えることを目標にしている。
- ・次に、「重点目標2 社会において、性別による固定的な役割分担意識や制度・慣行をなくそう」である。
- ・課題には、依然として性別による固定的な役割分担意識が根強く、職場などの組織にも制度的なバイアスが残っていることから、今後も固定的な性別役割意識の払拭のための意識啓発の継続と、子どもとその周囲の大人への啓発活動も必要であることをあげている。

- ・重点目標2の取組だが、取組2-1が「性別による固定的な役割分担意識の改革」であり、3つの取組の方向性がある。
- ・一つ目の方向性の「組織単位での意識啓発」には5つの主な取組があり、「12 男女共同参画に関する情報の収集と提供」「13 事業者に対する男女共同参画の意識啓発」「14 地域活動団体への意識啓発」「15 職員研修の充実」「16 男女共同参画の視点に立った行政運営」とし、講座や研修の実施が主なものである。
- ・2つ目の取組の方向性は「子どもへの意識啓発」で、主な取組は「子どもの頃からの意識醸成」を再掲している。
- ・3つ目の取組の方向性は「大人への意識啓発」で、2つの主な取組があり、「18 幼稚園、保育所、学校、子ども・若者育成支援センター、学童保育所等教育関係者への意識啓発」と「19 地域、保護者等への意識啓発」である。
- ・次に、取組2-2は「職場や地域における制度・慣行の見直し」である。取組の方向性は、「職場・地域等における環境づくり」としている。
- ・主な取組は4つあり、再掲になるが「20 職場等における環境づくり」「21 セクシュアル・ハラスメント等防止」「22 市役所における職場環境づくり」「23 地域活動団体への意識啓発」である。
- ・次に、重点目標3は「DVや性暴力などを根絶しよう」である。
- ・課題には、市民意識調査では、DV・デートDV被害者の約64.5%がどこにも「相談しなかった・できなかった」となっており、相談しない理由も「無駄だと思った」(32.7%)、「我慢すればやっていけると思った」(29.8%)と感じている市民が多い状況であること。また、女性をめぐる課題は性的被害、予期せぬ妊娠、経済的困難、不安定な就労など、複数の問題が重なっていること。そして、今後も相談につなげる体制づくりや、支援制度や相談窓口の周知を徹底、支援につなげるための早期発見の仕組みの構築や関係機関との適切な情報共有の実施、子どもが加害者・被害者・傍観者にならないように、発達段階に応じた性教育・性暴力防止教育を推進していくことが必要であることをあげている。
- ・重点目標3の取組だが、取組3-1は、「配偶者等からのあらゆる暴力の防止と根絶」であり、4つの取組の方向性がある。一つ目の方向性である「孤立・孤独を防ぎ、相談につなげるための取組」には、2つの主な取組があり、「24 DVに関する意識啓発と情報提供の充実」は、DVの種類やサイクルなどDVについての周知。「25 被害者の早期発見に向けた取組」は、関係機関との連携などである。
- ・2つ目の方向性である「様々な相談メニューの実施」には、2つの主な取組があり、「26 被害者支援のための相談の実施」「27 被害者支援への理解を深めるための研修等」となっている。
- ・3つ目の取組の方向性である「関係機関と連携した切れ目のない包括的な支援」には、4つの主な取り組みがあり、「28 被害者の安全確保のための支援」これは一時保護などの支援の実施で、「29 被害者の自立に向けた支援」は就労支援や生活支援である。ほかに「30 被害者回復に向けた心理的ケア」「31 被害者支援への理解を深めるための研修等」がある。
- ・4つ目の取組の方向性である「被害者・加害者・傍観者にならないための意識啓発」には、再掲として「32 DVに関する意識啓発と情報提供の充実」「33 生命(いのち)の安全教育の実施」など子どもの頃からの意識啓発である。

- ・取組 3-2 は、「困難を抱える女性等への支援」であり、4つの方向性がある。
 - ・一つ目の方向性である「孤立・孤独を防ぎ、相談につなげるための取組」には、主な取組として、「34 支援を必要とする人の早期発見に向けた取組」があり、これは関係機関との連携である。
 - ・2つ目の取組の方向性である「様々な相談メニューの実施」には、主な取組として「35 支援を必要とする人の支援のための相談実施」がある。
 - ・3つ目の取組の方向性である「関係機関と連携した切れ目のない包括的な支援」には、主な取組として「36 困難な状況に応じた支援」、これは生活支援などで、「37 回復に向けた心理的ケア」「38 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の実施」などとなっている。
 - ・4つ目の取組の方向性である「安全・安心な暮らしのための意識啓発」には、主な取組として「39 生命（いのち）の安全教育の実施」「40 性暴力の防止及び性暴力被害から若年層を守るための意識啓発と情報提供の充実」「41 性の商品化やメディアリテラシー等についての意識啓発」「42 性的指向・性自認についての意思啓発と情報提供」となっている。
 - ・最後に、プランの進行管理についてだが、市は進行管理を毎年度実施し、進捗状況の評価を行い、市民に公表する。この評価に当たり審議会の委員の皆様から、意見をいただき取組に反映する。
 - ・あらゆる分野での男女共同参画の推進のためには、市においては全庁的な取組が必要であるため、全庁での男女共同参画に関わる事業を集約しているところである。
 - ・次回の審議会には、集約結果を示し審議いただくことになる。
- 八木橋会長
- 伊藤委員
- 事務局
- ・事務局の説明に対し質問はあるか。
 - ・プランにある「中学校での「いのちの授業」の実施」とはどのようなものであるか。
 - ・学校において「いのちの授業」を行っているとの報告を受けているが、具体的内容については今すぐにお答えすることができない。
- 八木橋会長
- ・次回の審議会で令和6年度（2024年度）における市の取組に関する情報をいただけることだと思う。
- 伊藤委員
- ・八王子市で教材を作成し、市内の中学校で授業をしているのかと思ったところだが、各学校に任されているのか。
- 事務局
- 萩原委員
- ・詳しくは、今、把握できていない。
 - ・各学校で「いのちの日」を設定し、各学校の教育課程に「いのちの教育」が盛り込まれ、取組内容は各学校で異なる。
- 八木橋会長
- ・この内容は次回の資料を確認しながらということになる。
 - ・この内容は大学でも実施しており、杏林大学では保健学部の看護、養護の学生が主に三鷹市の近隣において「いのちの教室」として紙芝居形式で学生が学んだことを子どもたちに伝え、いのちがどのように生まれ、繋がっているのかをリアルな形で説いている。いろいろなどころからオファーがあり、早期教育ということでは有用な活動だと思っている。
- 藤野委員
- ・八王子市の取組として中学校にも「いのちの日」が設定されており、私もいじめについて話をさせていただくことがある。特に中学校では八南助産師会と連携し「赤ちゃんふれあい授業」で妊婦ジャケットの着用体験など、いのちに触れる機会を各学校で持っている。

- 八木橋会長 ・ 様々な市の取組をトータルで見て、個別的には非常によい取組であっても、全体として成果に昇華しているかなどを議論することが本審議会へ諮問され我々に求められていることだと思うので、次回、より詳しく議論したい。
- 八木橋会長 ・ 他にはよろしいか。では進行する。

4. 意見交換

- 八木橋会長 ・ 次第4「意見交換」について。
- 八木橋会長 ・ 「男女が共に生きるまち八王子プランに基づく男女共同参画の推進に向けた取組状況及び効果的な方策に関することについて」諮問された。
- 八木橋会長 ・ 次回からは、「男女が共に生きるまち八王子プラン（第4次）」に基づき、市が令和6年度に取り組んだことを事務局が取りまとめ、それをもとに皆様方から意見を頂戴し、男女共同参画が前進するようなよい事例、考え方などの意見も頂戴する。
- 八木橋会長 ・ 本日は、第1回の審議会ということもあり、これまでに皆様が男女共同参画に関するよい事例、悪い事例を含め、体験したことで、新聞等の情報紙の内容で気になったことなど、意見交換をしたい。
- 荒木委員 ・ 前期の審議会ではアンコンシャス・バイアスについて学んだ。これを町会活動で考えたとき、「女性の方はこれをやってください」「男性の方はこれをやってください」ということが脈々と続いていたことに気づかされた。好んでこの作業を行うならよいが、押し付けてはいけないと思う。だから最近は、「この作業に協力できる方はお願いします」と言うようにしている。ただ力仕事もあるので女性にやってくれともならないが、大前提として男女共同を理解したうえで活動することが大事だと思う。
- 荒木委員 ・ もう一点は、昨今、ストーカーにより女性が殺害された事件が話題になっている。警察署や警察官により対応の違いがあるようである。市の各所管は警察署や署内の関連する課と連携していると思うが、情報交換を含め男女共同参画課でも連携をさらに深めていただけるとよいと思う。
- 事務局 ・ 昨年から男女共同参画センターでは困難な問題を抱える女性に対する同行支援を始めている。手続きしたいが上手に話せない、夫の方が上手に話すので自分が悪者にされ聞いてもらえないなどの相談を受けると、一緒に警察署へ行くことがある。
- 事務局 ・ 市が間に入ることで円滑な意思疎通や情報共有が図れる。
- 伊藤委員 ・ 男女共同参画というと女性の参画について語られることが多いと思うが、看護師や学校現場では養護教諭、家庭科教員など、男性の参画が少ない分野もある。男性の参画には様々な配慮が必要なこともあるだろうが、男性が女性の多い分野に入っていくことがあってもよいと思うので、様々な視点から話し合いができればよいと思っている。
- 八木橋会長 ・ 先ほど荒木委員からアンコンシャス・バイアスというお話をいただいたが、我々は無意識のうちに経験が蓄積されていくと、無意識にバイアスがかかってしまうことがある。我々の脳は情報を効率的に処理するためにパターン化していくので、バイアス自体は珍しいことではない。ただ、それが男性優位に働くような、あるいは男性と女性が対等でないように見えたり、不利益が被られるようだとこれはバイアスになる。無意識への働きかけということは非常に難しいものなので、何が効果的であるかを皆様と考えていきたい。
- 清水委員 ・ 前期から引き続きの参加である。前期では、指標の数値把握のためLINEを活用した

アンケートを行い、ホットな情報を収集したことはよいことだと思った。所属する商工会でも LINE は利用しているので、引き続きアンケート調査していただければと思う。

- ・また、私が子育てをしている頃は子どもを保育園に入れることに、親戚などから可哀そうだと言われたものだ。現在は、女性の半数は働いており、私が関わっている会社でも男性が育児休業を取っているようで、それが 30 代くらいの方たちの子育ての現状だと実感している。私は前世代で生きてきた人間で、アンコンシャス・バイアスが今の若者とは少し違っているだろうから、自分自身の意識を常に考えていかないとけないと思っている。
- ・また、八王子市は学園都市であり「学生天国」というイベントを行っている。実行委員の学生たちと会うことがあるが、女性が多く、女性が活発に活動している。若い方は、私たちが思っている以上に、男女という敷居を取っ払っているように思える。
- ・この審議会の中で、何をどのように伝えていったらよいかを考えながら進めていけたらと思う。

八木橋会長

- ・男女共同参画は長きにわたり推進されてきており、ある意味、過渡期と考えている。若い世代には限りなく男性女性という意識が少なく、一方で、壮年世代以上は男性女性ということが刷り込まれていたりする。これが一人の過去の経験としてダメかというところ、そうとは言えない。他の人にネガティブに受け取られたりすることでご自身も不利益を被るでしょうし、言われた方も嫌な思いをすることもあるだろうから、皆が笑顔で生きられるようなところをつくっていったらと思う。

田中委員

- ・「母と子」という関係の中での仕事を長い間しているが、ずっと感じていたことは、「自分の夫や妻のことを皆様は何と紹介しますか」ということ。人によっては「家内」「うちの」「愚妻」など。いろいろな役割がある中で妻と夫というところをまず考えていかないと平等ではなく、縦の並びになってしまうと思う。
- ・また、幼児であってもわかる言葉があるので、小さい時からの教育は大切だと思っている。
- ・根本になることは、妻と夫がいかにイコールなのか。これを小さいうちから教育できる機関、場所があったらよいと思っている。

八木橋会長

- ・言語学が専攻なので、「妻と夫」、個人的にはとても興味深い。語源が大好きな学生が、「つま」と言われると抵抗があるようだが、「夫」って昔、「つま」と読んだと言うとまた違う考えにもなるようだった。どちらも「つま」と読むという話題から議論が深まり、では「つま」でなければ何と言えよいかという話になり、芸人さんがよく「妻」のことを「よめ」と言っており、「よめ」に対して違和感がないという若い層もいる。しかし、黒板に書いてみると、漢字で書くと途端に違和感が出てくる。
- ・オフィシャルな場面で「妻」「夫」をどう呼ぶのかだが、ある調査では「妻」「夫」や「主人」「家内」などを使う人がいるようだ。一方、もじったり、ユーモアを交えて、とてもアクティブな女性の場合に「家内」にあらず「家外」と呼んでいますという人もおり、どのように相手のことを呼び、認識するかはとても大事なことだと思う。

萩原委員

- ・先ほど家庭科を教える教員は女性が多いという話があったが、今の現場では男女問わず家庭科を教えている。男性教員にも裁縫や料理好きも多いので、家庭科クラブを自分から志願して教える時代になった。
- ・私たちは教育者として、子どもたちが早く自立できるよう、自分で料理ができること

は大切であることを言って育てている。子どもたちも男女問わず料理に興味をもったりしている。子どもは「自立」という言葉が大好きなので、自立のためには自分の洋服のボタンがとれたら「自分で付けられるようになった方がいいよ」というように、性差を意識させずに教育を行っている。

- ・それには教育を行う私たちが性差や男女の固定的な役割を知ることは大事であり、「意識を持たないようにする」「知るけれどもそういう目で見ない」ということもとても大切だと思う。そういう感覚でいることで、子どもにも伝わっていくものである。
- ・だからと言って職員として「知らない」ではなく、これまでの社会の歴史を知るよう心掛けていると思う。
- ・たまたま本日、本校は日光移動教室から帰ってきた。他校の子どもたちが2種類の帽子を被っていることに違和感を感じた。初めは二学年で来たのかと思っていたが、実は男の子と女の子で帽子が違っていた。職員も男女で帽子が違うことに違和感を感じていたようで、違和感を感じる教員も増えていると思うし、これはよいことだと思った。

八木橋会長

- ・意識の問題は、革命的に、大きく瞬間的に起こるものではなく、長い時間を掛け醸成されていくものだと思う。私が小学生の頃は帽子を男女で分けていても全く違和感はなかった。しかし、今の時代は「あれ？」っとなり、これは変わってきている証しである。こういうことが子どもたちに刷り込まれていき、考え、思考、発言にも出てくるので非常に重要な段階にあると思う。

藤野委員

- ・「夫」「妻」などの呼び方だが、保育園で働いていた際「お父さん」「お母さん」よりも「パートナー」と呼んだり、「何とお呼びすればよいですかと」ご本人に決めてもらうことがあった。
- ・バイアスに関してだが、バイアス自体、自分も持っていることで、そのバイアスは自分を守ってくれると思っている。バイアスを全て取っ払ってしまったら私は多分外に出るのが怖くなってしまったり、外で働けなくなってしまうと思うので、バイアス自体は全然あってよく、自分の中に出てくる感情を大事にすることを子どもたちにも話すことがある。
- ・一方で、自分の持っているバイアスを振り回すことで人が傷ついてしまうようであれば、それは考えた方がいいとも子どもたちに話している。
- ・アンコンシャス・バイアスということでは、幼稚園、保育園、小学校、中学校などには集う人間という意味では同じだが、そこにいる子ども、先生、施設などの物には様々な違いがある。先生たちの技量などに任せるだけでは難しいため、八王子市のプランが市内全体を見渡すものとなり、現場の先生が今やっていることに自信をもって行動できるものとなればよいと思った。

八木橋会長

- ・様々な取組をする中で、市の条例、計画と取組とが合致していると、お墨付きをもらったと思うことができる。

齊藤副会長

- ・娘が家族と共に引っ越すことになった時、私の周りの方たちは異口同音「旦那さんの転勤について行くのか」と言っていた。この引っ越しは娘の転職に伴うものだったが、身近な体験として、まだまだそういう意識があるんだと感じた。
- ・様々な考え方、視点の人がいる中、2月には男女共同参画課で林家つる子さんの講演会を開催した。ここには男女共同参画というよりも普通に落語を聞いたかった人、男女共同参画に少し関心がある人など、様々な視点の人が集まったと思う。様々な視点を

持った人が集まり、講演者の話を聞く中で、こういう考えの人もいるんだということを知れることはとても大事だと思う。6月のイベントも多くの方が来場するようだが、こういう機会を増やしていけるよう審議会で様々な意見やアイデアを出し、多くの人が男女共同参画に関する事に触れられることが必要だと思う。

- ・また、男性の育児休業取得者が増えたようだ。東京都の産業労働局で毎年、調査をしており、30人以上の事業所が対象のアンケートでは令和6年度約55%の男性が取得期間が短い方もいるが育児休業を取っている。女性は93%くらいであった。男性の取得率は去年よりも20%近く上がっているらしい。八王子市ではどのような状況になっているのか、今回、市から示される報告内容が楽しみでもある。

八木橋会長

- ・いつも不思議に思うのですが、何でいちいち「旦那さん」と言うのだろうか。驚くべきことに我々大人と違って、特に小さい子どもたちは周りの大人が言っていることが、自分の中に蓄積されていく度合いが非常に高いという実験データがある。例えば今のセリフや発言も一回蓄積され、さらに同じようなパターンが蓄積されていくことで、いちいち考えなくても、自動的に言葉として出てくるようになる。何度も同じパターンを聞き、蓄積されると、思考を介さずとも自然と出てきてしまう。つまりもしかしたら、「旦那さんが転勤」は、いちいち思っていなくてもパターン化して出てきてしまっているのかもしれない。これは怖いことですが、だからこそ小さい時からの教育が大事になる。

八木橋会長

- ・私は男女共同が専門ではなく、言語学、英語学、コミュニケーション論が専門である。杏林大学では、以前は医学部に女性教授が非常に少なかった。そして、女性が教授会に出席してもなかなか意見が言いづらいことがあった。何とかして女性教授の比率を増やしたい、管理職を増やしたいということで、10年ほど前にJST（日本科学技術振興機構）の女性研究者研究活動支援事業の補助金を活用できないかと医学部の女性教授たちが私に依頼してきたことが男女共同を勉強し始めたきっかけとなった。その後、様々な勉強する中で、看護部署では男性優位ではなくその逆もあったりした。
- ・今までの当たり前とされていたカルチャーが、実は当たり前ではなく、「こうした方が生産性が高いのでは」というようなことを見直す時間を持ちつつ、少しずつ男女共同を進めているところである。
- ・これが一つの契機となって、八王子市と杏林大学は長らく連携をしていることから、八王子市の「いちよう塾」で市民講座として言語学系の授業も行ってきた。ある時、男女共同参画を英語の観点から学ぶという講座を行い、それがきっかけで男女共同参画課の皆様とも知り合い今日に至っている。
- ・大学、大学病院、学生、若者、教員も若い人から年配の人までたくさんいるので、様々な方と接してきたことからの観点で話をしたり、皆様からの意見を解釈し、それを投げ返しをしながら進みたいと思っている。
- ・肩肘張らずに、思ったことを発言していただきたい。時には、何が本当に言いたいことなのかがわからなくなってしまうこともあるとは思いますが、悶々とするよりは、とりあえず口に出してみる、もしかするとそれを誰かが拾ってくれて、さらに洗練されて市へのよい還元になるかもしれないと思う。

5. その他

八木橋会長

- ・次第5、その他の次回の開催予定について、事務局より説明を。

- 事務局 ・ 次回、第2審議会は、7月31日（木）午後6時30分～8時30分から、八王子市生涯学習センター（クリエイトホール）10階第2学習室にて開催する。
- 八木橋会長 ・ 次回の開催日程について、事務局説明どおりお願いします。
・ 報酬の支払いについて、事務局から説明を。
- 事務局 ・ 本市の「非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき支払う。
- 八木橋会長 ・ 質問等はあるか。
（なし）

6. 閉会

- 八木橋会長 ・ 以上で本日の審議会を終了する。